

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 生涯学習文化課
委託業務番号	令和4年度 長生第33号
委託業務名称	文化芸術ユース育成事業
委託業務場所	定めなし
業務の概要	文化芸術分野において、若手のアーティストや文化団体、文化ホール職員などを中心に、文化芸術を核としたまちづくりを担う人材育成や、子ども達が文化芸術に触れるための事業を行うなど、若者を中心とした文化芸術の振興により地域の活性化を図る。
履行期間	令和4年 4月1日 から 令和5年 3月31日
契約年月日	令和4年 4月1日
契約額(税込)	986,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市元浜町2番地11号 [商号又は名称] 長浜文化芸術ユース会議 会長 北澤 あさこ
契約相手方の選定理由	文化芸術の持つ創造性や若者の活力を結集してまちづくりを進める目的で、基本40歳以下の会員で組織された長浜文化芸術ユース会議は、同世代の目線で事業目的にそった研修や交流、事業の企画などクリエイティブな事業実施が期待でき、他に類似する団体がなく代替性がないことから、同会議との随意契約とする。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>